

屋上等緑化推進制度

建築物の屋上、ベランダ、壁面を緑化することにより都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共に、ヒートアイランド現象の緩和及び良好な自然的環境の創出を図るための制度です。

助成対象者

- 市川市内に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する法人で、新たに屋上・ベランダ・壁面緑化を行う者

※以下は対象外

- 国、地方公共団体、公団その他の公共団体が行う前項に規定する事業
- 市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続き及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例（平成13年12月27日条例第35号）の規定に基づき施行する前項に規定する事業（ただし、義務付けされた面積の範囲を超えて行う事業分を除く。）
- 販売を目的として所有する建築物に施行する前項に規定する事業

助成条件・助成対象費用・助成金額

	屋上緑化	ベランダ緑化	壁面緑化
助成条件	建築物の屋上に、3㎡以上の緑化区画の造成を行い、樹木等を植栽	建築物のベランダに、1㎡以上の緑化区画の造成を行い、樹木等を植栽	建築物の壁面に、フェンス等を設置して、ツタ等の樹木を這わせて緑化
完了後10年間は、良好な状態で管理すること			
助成対象費用	緑化区画造成、屋上又はベランダの防水・かん水施設の設置工事費、土壌・樹木の購入費、植栽費		樹木の購入費、植栽及び土壌の改良費、フェンス等の設置費
助成金額	【上限 500,000 円】 ①㎡あたり単価 ×緑化区画面積×1/2 樹木等の場合：30,000 円/㎡ 芝、被子、苔等の場合：5,000 円/㎡ 又は ②助成対象費用の総額×1/2 ※①・②の内、小さい方の額	【上限 200,000 円】 ①10,000 円/㎡ ×緑化区画面積×1/2 又は ②助成対象費用の総額×1/2 ※①・②の内、小さい方の額	【上限 100,000 円】 ①5,000 円/㎡ ×緑化区画面積×1/2 又は ②助成対象費用の総額×1/2 ※①・②の内、小さい方の額

